

会 議 録 目 次

令和 5 年第 6 回海田町議会定例会（第 4 日目）

令和 5 年 9 月 1 2 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	認定第 1 号	令和 4 年度決算の認定について……………	3
日程第 2	認定第 2 号	令和 4 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について……………	3
日程第 3	委員会提出議案第 5 号	認定第 1 号令和 4 年度決算の認定に係る附帯決議案……………	5
日程第 4	海田東公民館再整備特別委員会中間報告……………		6
	（閉	会）……………	7

令和5年第6回海田町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 令和5年9月1日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 9月12日（火）9時00分宣告（第4日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（14名）

|     |                |     |         |
|-----|----------------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子        | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里        | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 欠            員 | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 欠            員 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国        | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生        | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美        | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭        | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 6番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

| | | | | | | | | | |
|----------|---|---|-----|-----|----|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 西 | 田 | 祐 | 三 | | | | |
| 副町 | 長 | 山 | 崎 | 真 | 紀 | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 佐々木 | 智 | 彦 | | | | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 鶴岡 | 靖三 | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 丹羽 | 勤 | | | | |
| 福 | 祉 | 保 | 健 | 部 | 長 | 森 | 川 | 雅 | 枝 |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 久保田 | 誠 | 司 | | | |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 森 | 山 | 真 | 文 | | |
| 建 | 設 | 部 | 次 | 長 | 門 | 前 | 誠 | 司 | |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 石 | 田 | 順 | 也 | | |
| 企 | 画 | 部 | 付 | 課 | 長 | 山 | 田 | 長 | 秀 |
| 魅力づくり推進課 | 長 | 大 | 村 | 隆 | | | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 吉 | 本 | 真 | 人 | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 中 | 村 | 修 | 介 | | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 松 | 井 | 良 | 哲 | | |
| 防 | 災 | 課 | 長 | 宮 | 垣 | 将 | 司 | | |
| デジタル推進課 | 長 | 新 | 藤 | 正 | 敏 | | | | |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 水 | 川 | 綾 | 子 |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 中 | 山 | え | り | | |
| 社 | 会 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 杉 | 本 | 幸 | 穂 |
| こ | ど | も | 課 | 長 | 下 | 野 | 武 | 士 | |
| 長 | 寿 | 保 | 険 | 課 | 長 | 岩 | 本 | 宏 | 美 |
| 保健センター | 所 | 長 | 倉 | 本 | 勇 | 登 | | | |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 早稲田 | 誠 | | | | |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 木 | 村 | 生 | 栄 |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 中 | 川 | 修 | 治 | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 小 | 村 | 孝 | 広 |

生涯学習課長 森原知美

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 脇本健二郎
主 査 戸成正考
主任主事 須崎 亮

10. 議事日程

日程第1 認定第1号 令和4年度決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第3 委員会提出議案第5号 認定第1号令和4年度決算の認定に係る附帯決議案

日程第4 海田東公民館再整備特別委員会中間報告

11. 議事の内容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さんおはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。本日も体調管理の観点から、議員及び執行部の皆様におかれましては、上着の脱衣を許可しておりますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第4に至る各議案でございます。

○議長（桑原）この際、日程第1、認定第1号、令和4年度決算の認定について及び日程第2、認定第2号、令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。この2件については、去る9月1日から本会議において決算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、宗像委員長。

○10番（宗像）決算審査特別委員会委員長の宗像です。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和5年9月1日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。附帯案件及び審査経過については、御手元に配付しました報告書のとおりでございます。審査の結果でございます。認定第1号、令和4年度決算の認定については、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。認定第2号、令和4年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についても、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。また、下岡委員から、認定第1号、令和4年度決算の認定に係る附帯決議案が出され、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより各議案について順次採決を行います。まず、認定第1号、令和4年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第1号について採決いたします。お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第1号について、認定することと決します。

続いて、認定第2号、令和4年度海田町水道事業会計剰余金処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第2号について採決を行います。お諮りいたします。認定第2号につ

いて、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、委員会提出議案第5号、認定第1号令和4年度決算の認定に係る附帯決議案を議題といたします。委員長より提案理由の説明を求めます。決算審査特別委員会、宗像委員長。

○10番（宗像）決算審査特別委員会委員長の宗像です。認定第1号、令和4年度決算の認定に係る附帯決議案の提案理由について、決議案の読み上げをもって提案理由の説明にかえさせていただきます。監査委員提出の決算審査意見書のうち、総括意見書において、平成30年7月・8月の豪雨災害による被災箇所の町施工分の復旧工事を完了させたと記載されている。町が担当する被災箇所の災害復旧は完了したと読める。これに関連し、町道6号線の出合橋から上流にかけての数十メートルの町道が災害復旧されていないとの指摘に対し、町長は、指摘の箇所は、災害復旧工事からインフラ強靱化工事に振り替えた。その施工時期は出合橋1号橋に続き着手予定である2号橋の工事に合わせて実施予定、と答弁された。インフラ強靱化工事といえども、災害復旧・復興である。町民や監査委員に対し、事実誤認させるような広報掲載や説明は改めるべきである。当該箇所において、令和3年7月、大雨により町道に大穴が空いたが、幸いにも重大事故には至らなかった。このようなことに鑑み、一刻も早く安全な町道にすべきである。執行部は全力を挙げて、出合橋1号橋、2号橋及び関連する道路工事の早期完成に取り組まれるよう求める。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第5号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、委員会提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。なお、執行部におかれましては、この附帯決議の趣旨を十分配慮の上、予算執行及び情報発信に当たってください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、海田東公民館再整備特別委員会、中間報告を議題といたします。
海田東公民館再整備特別委員会から中間報告したいとの申出がございます。お諮りいたします。本件は申出のとおり報告を受けることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、海田東公民館再整備特別委員会の中間報告を受けることといたします。委員長の発言を許します。宗像委員長。

○10番（宗像）海田東公民館再整備特別委員会委員長の宗像でございます。それでは中間報告をさせていただきます。本委員会は、令和5年4月12日の第1回委員会から令和5年8月25日の第4回委員会まで、計4回の委員会を開催いたしました。調査の概要及び結果ですが、第1回委員会では、執行部から、海田東地区拠点施設整備基本構想素案に関して、全員協議会や3月定例会での議員から出された意見に対する執行部の対応状況について説明及び海田東地区拠点施設整備基本構想案の内容について説明を受けた後、質疑を行いました。執行部退席後、単独施設とすべきか複合施設とすべきかについて、早期に委員会としての意見をまとめる必要があるということについて確認をとりました。第2回委員会では、海田東公民館の再整備の手法を検討する材料にするため、施設を単独とした場合と複合化した場合の機能比較について、執行部から説明を受けました。令和5年7月3日と4日には、小学校と公民館との複合化施設について、費用や整備手法、施設の運用方法、メリット、デメリット等を調査するため、愛知県豊田市、同県高浜市において、県外調査を実施いたしました。こちらの調査内容については、別途報告書を提出しております。第3回委員会では、この県外調査の内容を踏まえ、各委員からの意見を聴取いたしました。第4回委員会では、海田東公民館の整備を単独で行うべきか複合化で行うべきかについて、各委員から意見を聴取いたしました。その後、当公民館の整備手法について、本委員会の意見を集約すべきとの結論に達し、挙手により各委員の意見を確認したところ、単独で整備すべきものが8名、小学校の複合化により

整備すべきが3名、意思の表明なしが1名という結果となったため、本委員会として、当公民館を単独で整備する方向で検討することと決定いたしました。当委員会では、引き続き海田東公民館の整備について調査研究を行ってまいります。以上で海田東公民館再整備特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件については、会議規則第43条の2、第2項の規定により、海田東公民館再整備特別委員会からの中間報告を受けたものでございます。海田東公民館再整備特別委員会中間報告につきましては、これをもって終結をいたしたいと思います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和5年第6回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。9月1日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただきまして、ありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして、厚くお礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望は、これからの町政の執行に当たり、できる限り尊重してまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で令和5年第6回海田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞様でした。

午前09時15分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員